60歳以降の高齢者

九人が一〇・五%、

一〇〇〇人以上

~二九九人が二・九%、三○○~九九

一〇〇人未満規模が三・八%、一〇〇

八二・八%となっている

特別ラ 調査部

法が求める基準づくりは大半がこれから

引き上げ・廃止のいずれかの実施を二 齢者の雇用のあり方をめぐる論議がク 世代の定年退職が目前に迫るなか、 雇用安定法」が成立した。 ○○六年から義務付ける「改正高齢 は、継続雇用制度の導入、定年年齢 ローズアップされている。 確実視され、三年後から始まる団塊の また、ここ数年中に労働人口の減少が るのかが社会的な課題となっている。 労働政策研究・研修機構が昨年一○ これらを背景に、今年の通常国会で 高 者

りあげ、 専用 組みの実態や、法改正を踏まえた対応 迎えた高齢者の継続雇用に対する取り 事業主団体(五八団体)、 月から実施しているビジネス・レー 業を従業員規模別(正社員)でみると、 非製造業五四社(五一・九%)。 このうち製造業が五○社(四八・一%)、 月一五日に実施。企業一〇四社(回 ケート方式で、○四年八月三○日~九 に聞いたアンケート結果を紹介する。 マとして「高年齢者の継続雇用」を取 ー・モニター調査は、今回の特別テー 率九五・四%) から回答が寄せられ、 などについて聞いた。本稿では、企業 モニター調査は、インターネット **恒答WEBサイトを利用したアン** 産別(二九組織)に、定年退職を モニターの企業(一○九社)、 単組(四三組 回答企 \mathcal{O} バ

10% 20% 30%

14

145

10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0%

40% 50% 60% 70%

63%

関連企業で雇用が2割

退職年齢と年金支給との接続をどう図

った。また、「現在、

何らかの定年延

継続雇用制度の設置を検討中」と

%(六件)、一・○%(一件)とわずかだ 採用している企業は、それぞれ五・八 支給開始年齢に合わせて引き上げ」を

「勤務延長制度」や「定年年齢を年金

んどの企業が六○歳と定めている定年

が二〇〇一年度から始まり、

現在ほと

年金支給開始年齢の段階的引き上げ

回答企業のすべてが、定年退職制度 (二〇件)となっており、 次いで「グループ会

ともっとも多く、 設定された定年年齢に達した高齢者を している企業が六二・五%(六五件) に再び雇用する「再雇用制度」を採用 ところ、定年でいったん退職させた後 ようにしているかを聞いた(複数回答) 齢に到達した高齢者の継続雇用をどの を導入しており、そのほとんど(九七・ **湿させることなく引き続き雇用する** 九:二% %)が六○歳定年制を採用。定年年 関連会社間で継続雇用を図る」が

図2. 継続雇用制度の導入理由 (n=76,MA) 81.6% 経験、能力の活用 職場のモラールアップ 22.45 労働組合の要望 43.49 公的給付があり 15.8% 人件費の担制が可能 年金支給開始年齢の引き上げに 43.49 向けての体制作り 社会的要請 38.2% その他 3.9%

その他

図1. 定年到達者の継続雇用にどのように対応しているか(n=104.MA)

勤務延長制度で対応している

再雇用制度で対応している

グループ会社、関連会社間で継続雇用を図る 定年年齢を年金支給開始年齢にあわせ引き上げる 現在、何らかの定年延長、継続雇用制度の設置を検討中

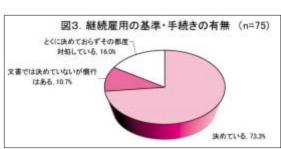
60歳以降の継続雇用は考えていない

る企業に、導入理由 た問いでは、 [連会社間で継続雇 などの継続雇用制度を導入してい 再雇用制度」 経 Þ) 一 (複数回答)を聞 「グループ会社、 能力の活用 勤務延長制

た (図1)。 とする企業が する企業が一○・六%(一一件)で、 ○歳以降の継続雇用は考えていない」 四・四%(一五件)あっ 곳

2004.11 Business Labor Trend

0.0%



要請」が三八・二%、以 が四三・四%、 くり」「労働組合の要望」 き上げに向けての体制づ 六%でトップで、 をあげるところが 「年金支給開始年齢の引 「職場のモラールアッ

制が可能」(一五・八%) 的給付があり人件費の抑 などと続いている(図2)。

書では決めていないが慣行はある」と るかについては、「決めている」 その都度対応している」とする企業は 上が何らかの形で基準や手続きを定め する一〇・七%を合わせると、 回答が七三・三%と大勢を占め、 する場合の、基準や手続きを定めてい 定年に到達した高年齢者を継続雇用

プ」(二三・四%)、 一社会的 公公

> 30 25

> 20

10 5 0

1983-1984

1981-1982

社数 15

ている。一方、「とくに決めておらず、 六・○%(図3)。 八割以 との 文

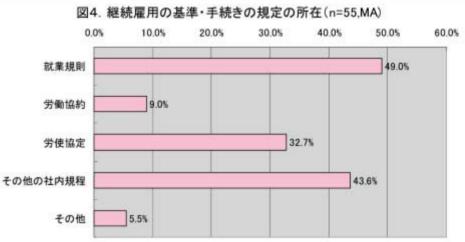


図5. 再雇用制度の導入年(n=59)

約」が九・○%などとなっている(図 ○%が「就業規則」と回答。次いで、 たところ(複数回答)、約半数の四九・ えた企業に、どこで定めているか聞い 「その他の社内規定」が四三・六%、 「労使協定」が三二・七%、 基準や手続きを「決めている」と答 「労働協

の都度対処も含む)に、労働組合や従 業員代表などと協議しているか聞いた その基準や手続きを定める場合 (?

る場合に、どの程度労働側の意見を尊

企業も二〇・〇%と少なくない。

業員との協議を行っている。一方、 の回答がともに五・三%となっており の都度選ばれる従業員代表と協議」と 協議機関で協議(労組との協議除) | 「そ くに従業員の意見は聞かない」とする 合わせて八割の企業が何らかの形で従 ところ、 「労働組合と協議する」とし、「労使 労働組合や従業員代表などと協議す 六九・四%と過半数の企業が と

1993-1994 1997-1998# 2003#Fil.E 1987-1988# 1989-1980# 1881-1882 1995-1998 2001-2002 1999-2000 よう。 %と多く、 再雇用

意をめざす」「合意がなければ行わな 重するかについては、 %となっている。 い」がそれぞれ四二・○%、四○・三 「意見聴取のみ」が三・一 「意見を参考にする」が 「原則として合

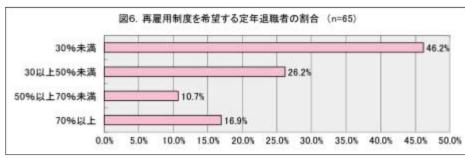
の8割が会社側の選別で

五八・三%と過半数を占めている(図 た)のあった一九九八年以降の導入が での継続雇用の「努力義務」化を定め 以上の定年制の 高齢者雇用安定法の前回改正(六○歳 用制度」に焦点を当てて詳しく見てみ もっとも制度採用の多かった「再雇 「再雇用制度」の導入時期では 「義務」化と六五歳ま

歳まで」が二七・八%などとなってい 段階的に六五歳まで引き上げる予定」 まで」「年金支給開始年齢に合わせて 約八割(八○·三%)が定めており、 業がほとんど。雇用継続の最高年限を ていると推測できそうだ。 時点での年金支給年齢との接続を考え る。「六二歳まで」とする企業は、現 五歳まで」としており、次いで「六二 企業のうち約半数(四六・三%)が「六 などさまざま。最高年限を定めている その年限は「六三歳まで」や「六五歳 年毎に契約を更新する」などとする企 有期契約(嘱託など)として雇用。一 務を希望し、会社が必要と認めた者を 年退職する社員のうち、 述式で聞いた問いでは、「六○歳で定 **|再雇用制度」の具体的な中身を記** 本人が継続勤

年退職者は、どの程度いるのだろうか 希望者は「三〇%未満」と答えた企業 「再雇用制度」を希望する定

6 合する者全員 いる企業が五 とくに必要と定めた者に限る」として 「三〇~五〇%未満」が二六・1 七〇%以上 七〇%未満」 希望者のうちのどこまでを実際 約八割 用するかについては、 一%と約半数を占め 一・五%と半数以上でも (七九・ の二七・九%を合わせ 「会社が定めた基準に が一六・九 が ○・七%の順(図 四% % が何ら 「会社が <u>~</u> 五〇 13 7

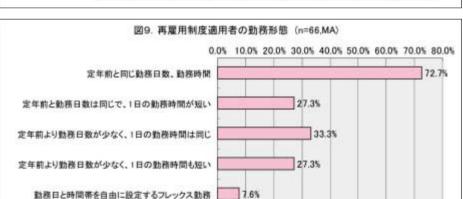












として、

再雇用の欠格条件をあげてい

る企業もあった。

再雇用制度」

による継続雇用の

契

意欲・気力に欠け、心身ともに業務に

耐えられない一などに該当しないこと」

技能・能力水準を基準に上げていると

ウや人脈をもった人材」など、

高度な

ころや、

「業務遂行能力が著しく劣り

そのほ

か、

「専門的な技能能力を有し

退職してしまうと、職

ている社員で、

的

`な「基準」を示している企業が多い

から総合的に判断」など、

比

較的

場の業務に支障をきたしてしまう場合」

「その人でなければ得られないノウハ

7. %未満」とする企業が、それぞれ三八・ 再雇用される人の割合はどうだろう。 雇用 いる。 極に分かれている。そのほ 九%、三三・三%と拮抗し、大きく! 「七〇%以上」とする企業と、 形で会社の基準による選別を行って 五〇%未満」 七〇%未満 (する企業は一七・七%だった(図 それでは、 「原則として希望者全員」を再 が が 希望者のうち実際に 一三・〇%などとな 四・八%、 か、 <u>=</u> <u>H</u>.

> ている **図** 八。

遂行する能力を有し、誠意を持ってそ 康状態であり、 で聞いたところ、 行する業務が存在し、 職務に就ける者」 会社が定めている「基準」を記述式 会社が指定する職務を 「勤務に耐えうる健 「希望者本人の遂 その業務に必要

0)

な経験・技術・能力を備えていること」

健康面を含めた能力や勤務成績など

%と圧倒的に多く、 しても同様で、

「変わる」が八五・

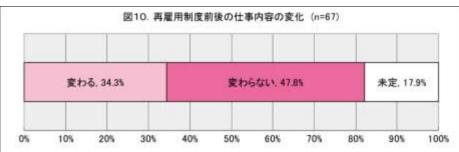
一変わらな

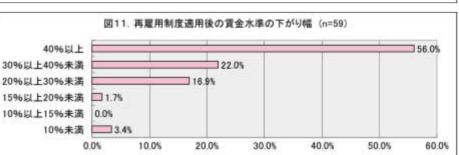
と職務遂行能力を重視

康

などとなっている。 が一六・七%、 もっとも多く、 いては、「嘱託社員」 いない」は皆無だった。 以上一年未満」 %を占め主流で、そのほかは 「六カ月未満」 別期間は、 p 「パート・アル が四・五%とわずか。 年」が全体の九五・五 |正社員| 「雇用期間を定めて が六八・二%と 雇用形態につ が四 ルバイト」 「六カ月 . Ŧi.

間が短 年前より勤務日数が少なく、 二・七%と圧倒的に多く、 企業は五・九%と少数だった。 わる」と回 た問いでは、大多数の八六・八%が「変 に二七・三%などとなっている(図9) 前と勤務日数は同じで、 務時間は同じ」が三三・三%、 じ勤務日数、勤務時間 勤務形態に関しては、 雇用後の役職の変化について聞 い」「定年前より勤務日数が 日 の勤務日数も短い」 「変わらない 一日の勤務時 の 定年 次いで 働き方が七 日 」とする -前と同 がとも 資格に 「定年 の勤 定





うなるのかについては、 っている。 **ノなくない** 時々の 賃金水準 事の内容につ との回答が四 とする答えも一 っとも多く、 一%を上回っている。 ケケー ようだ(図 (基準内) スバイケー 七 ては、 一七・九 10 が スで 九三・九%と また、 %あり、 雇 0) 用 円後にど 対

え、「改正を踏まえ対応を検討内改正を踏まえ対応を検討の予定」

|改正を踏まえ対応を検討

る

(主任調査員

郡司正人)

企業が改正に対応する考えを示し

全体の六二・

五%と過半数

が

今回

と答

ح

続雇用制度を未整備

の企業も含め

とする企業の 変わる」とする三 四 %を大きく上 %と半数近く 変わらな そ 回

る

「継続雇用

「の基準」づくりについて、

によると、

応も

いる かに 雇用の基準づくり 調査では、 割が今後、

続雇用義務の代替措置として求めて 改正法が希望者全員の継 つ 13 それぞれの企業の ても聞いている。 一みにどんな影響を与 者雇用安定法改正 今回 取 0) 13

次いで「三○%以上四 %以上」下がると回答 上二〇%未満」はそれ などとなっており、 れ三・四 %未満」 と少なかった(図 未満」が一六・九 「二〇%以上三〇 がニニ・○ Ŧi. - %以 11

○%と過半数が「四 を聞いたところ、五六・ 企業に、その下がり幅

B5判●定価895円(税込)

皆無だっ

た。賃金水準 「上がる」

〒

がる」と答えた

は一企業 (一・五%)

としたところ

とんどの企業

が

る」と回答。

年刊購読料10,740円 (〒サービス)

No.530 SEP. 2004 = コンプライアンスと労働関係

コンプライアンスの意義と問題点

小林 俊治 **介** 企業倫理・コンプライアンスの実務的考察 笹本雄司郎 「内部告発」と労働法

内部告発の社会心理学的考察 新田 健一 紹介 CSR経営と雇用・労働 安生 徹

> 企業の社会的責任と雇用・労働問題 足達革一郎 コンプライアンス経営に労働組合は 徳山 誠 どう対処していくのか

書 評 柴山恵美子・中曽根佐織編著 塚崎 裕子 『EUの男女均等政策』

玄田有史著『ジョブ・クリエイション』 小滝 一彦 資 料 労働文献目録 労働政策研究·研修機構 No.531 OCT. 2004

「外国人労働者」

言 見える国境・見えない国境

桑原 靖夫 文 外国人労働者問題の現状 小川 日本の労働力需給ギャップと外国人労働者問題 後藤 純一

紹 介 間接雇用の増加と日系人労働者 渡邊 博顕 技能実習生の人事管理と 西岡 由美 日本人社員との代替関係について

大韓民国における外国人雇用許可制 吉相 書 評 本田由紀編著『女性の就業と親子関係 一母親たちの階層戦略」

藤村博之・岩尾啓一・坂尾晃司著 『強い会社をつくるキャリア戦略 横倉 鑿

会社と個人の「しあわせ」さがし』 表 第27回(平成16年度)労働関係図書優秀賞

第5回(平成16年度)労働関係論文優秀賞

資料 労働文献目録

お問い合せ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 広報部成果普及課 Tel:03-5903-6263 Fax:03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp

労働政策研究·研修機構